地域政策学会学生委員会規程

（名　称）

第１条　本会理事会のもとに地域政策学会学生委員会（以下、学生委員会）をおく。

（目　的）

第２条　学生委員会の目的は、本会の学生会員の学会活動を盛んにすることおよび学生会員相互の親睦を図ることとする。

（活　動）

第３条　学生委員会はその目的を達成するために、本会の事業のサポートおよびその他その目的に適う活動をする。

(1)学術文化講演会の企画ならびに運営

(2)情報誌『APPROACH』の編集

(3)その他その目的に適う活動

（構　成）

第 4 条　学生委員会は、本会学生会員および本会の趣旨に賛同し理事会の承認を得た者で構成する。

2. 委員長と副委員長、幹事は委員による互選またはその他の方法によって委員の中から決定する。

（運　営）

第５条　委員長と副委員長は理事会と密に連絡をとりながら、学生委員会の運営にあたるものとする。

2. 委員長と副委員長は定期的に会議を開催し、活動報告を受け状況把握するとともに活動方針の決定を行う。

（経　費）

第６条　学生委員会の活動にかかる経費は、本会が支援する。

付則　本規定の変更は、本会正会員総会の承認を得なければならない。

令和５年３月 19 日制定